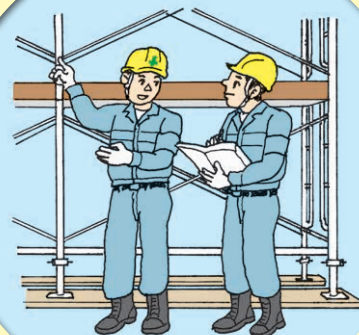
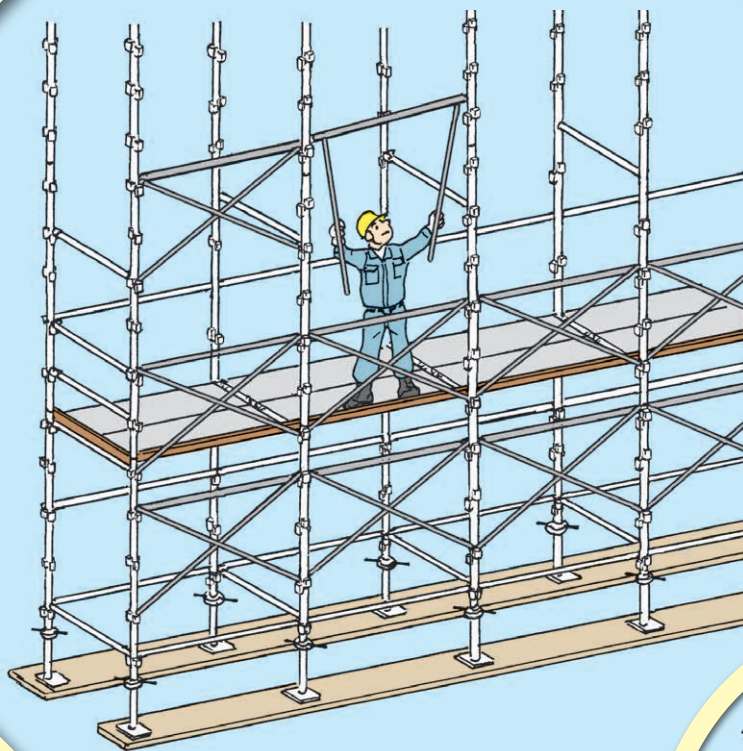


—労働安全衛生規則と手すり先行工法等に関するガイドラインの改正—

足場の墜落防止対策の 充実強化



一般社団法人 全国建設業労災互助会
独立行政法人 労働者健康安全機構
労働安全衛生総合研究所

目 次

はじめに	1
1. 足場の種類と工法	
(1) 足場の種類	4
(2) 足場の工法	9
2. 「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」の検討結果	
(1) 建設業における墜落・転落による死亡災害の発生状況	12
(2) 建設業における墜落・転落による死亡災害の特徴と課題	13
(3) 関係業界へのヒアリング結果	14
(4) 講ずべき対策	15
(5) 将来の課題	16
3. 労働安全衛生規則の改正	
(1) 規則改正の主な内容	19
(2) 一側足場の使用範囲の明確化	20
(3) 足場の点検時の点検者の指名	24
(4) 足場の組立等の後の点検者の氏名の記録と保存	25
4. 手すり先行工法等に関するガイドラインの改正	
(1) ガイドライン改正の主な内容	29
(2) 手すり先行工法の種類	30
(3) 手すり先行工法における足場の構造上の留意事項	32
5. 災害事例とその対策	
事例1 足場の組立てにおける事例	37
事例2 足場の解体における事例	39
事例3 本足場の使用中の事例	41
事例4 一側足場の使用中の事例	43
事例5 不安全行動による事例	45

はじめに

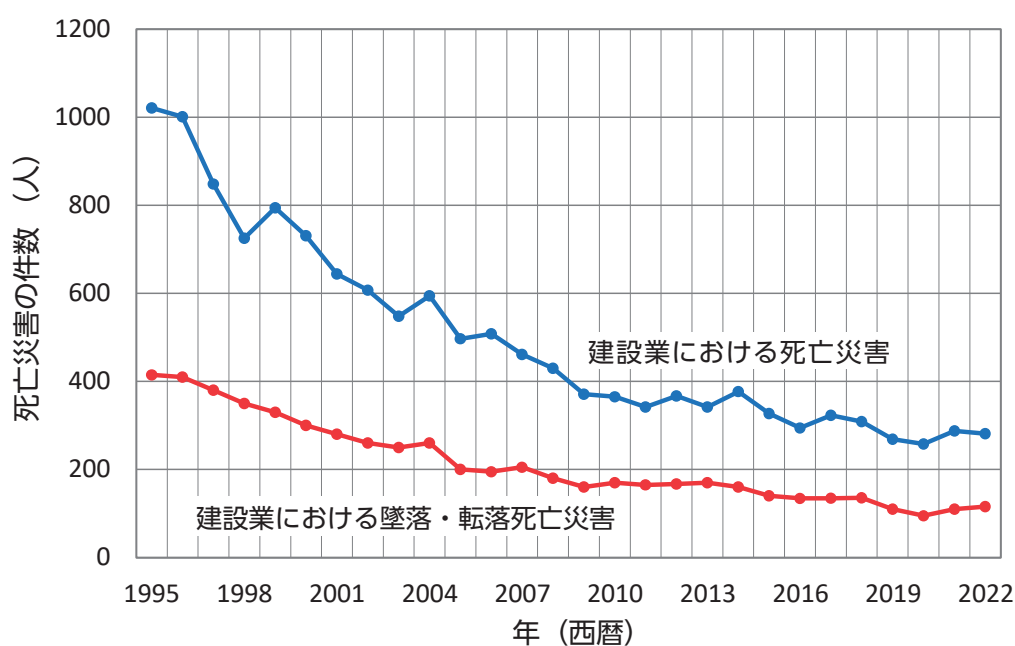
建設業における労働災害の推移を以下に示します。建設業における死亡災害は、減少傾向がみられますが、近年においては、減少傾向が鈍化し、今なお200名以上が亡くなっています。このうち、墜落・転落による死亡災害は、建設業における死亡災害の約4割を占めています。

建設業の墜落・転落災害の防止対策については、これまでの労働安全衛生規則の改正により、足場からの墜落防止措置として、手すりや中さんなどの設置や、足場の点検等が義務づけられてきました。さらに、より安全な措置として、足場先行工法や手すり先行工法の普及促進や、フルハーネス型墜落制止用器具の着用の義務化など、墜落防止対策の充実が図られてきました。

しかし、建設工事の現場においては、今なお墜落・転落による死亡災害が最も多く発生している状況です。そこで、墜落・転落災害の防止対策を一層充実強化していくための方策を検討するため、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合」（以下、「実務者会合」とします。）が厚生労働省により開催されました。それらの結果を踏まえて、令和5年3月14日に労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第22号)が公布され、令和5年10月1日から順次施行されました。

さらに、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（令和5年6月13日閣議決定）において、「足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図る」と示されたことを踏まえて、手すり先行工法等に関するガイドラインが令和5年12月に改正されました。

本書は、実務者会合における検討結果と、改正された労働安全衛生規則および手すり先行工法等に関するガイドラインの概要を示すとともに、実務者会合で示された建設業における足場からの墜落・転落に係る死亡災害の発生状況と、それらの災害原因と対策について、イラストを用いてまとめたものです。本書を利用することにより、足場からの墜落防止対策に役立てていただけると幸いです。



建設業における死亡災害の発生状況

1. 足場の種類と工法

(1) 足場の種類

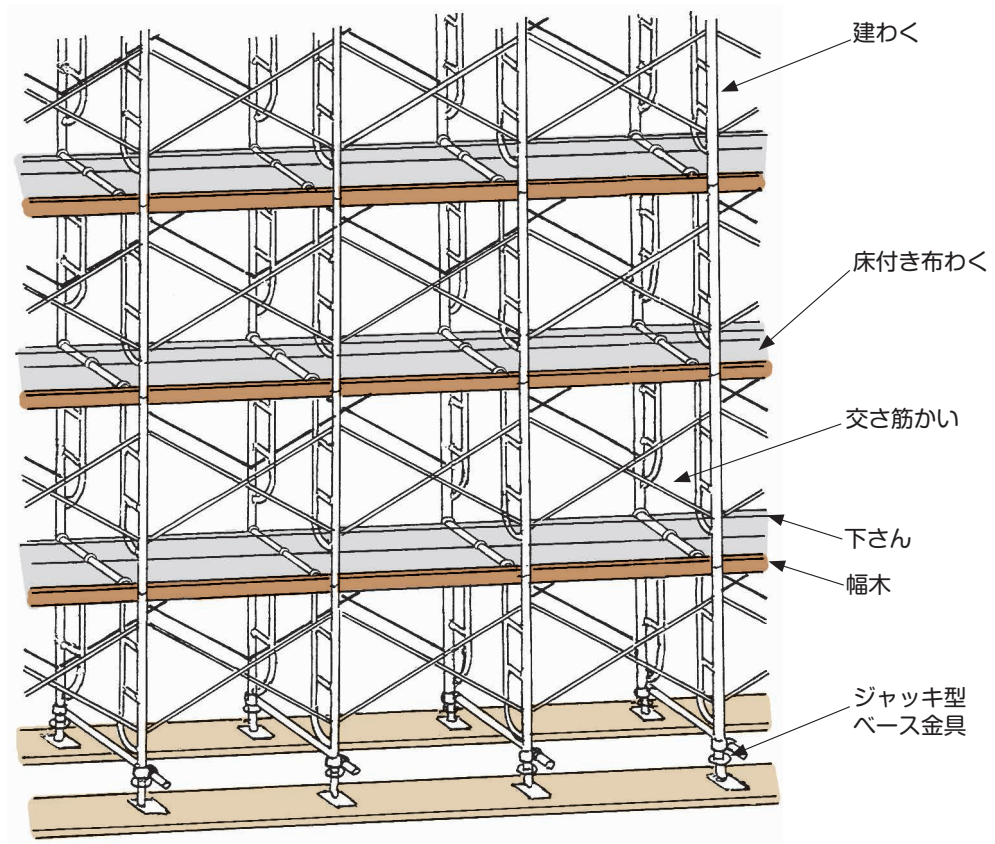
①本足場

本足場とは、建物等の躯体に対して、支柱部材である建地を2列設置して組立てるもので、2本の建地の間に作業床を設置して使用する足場である。

ここでは、本足場のうち、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場についてご紹介します。

a) わく組足場

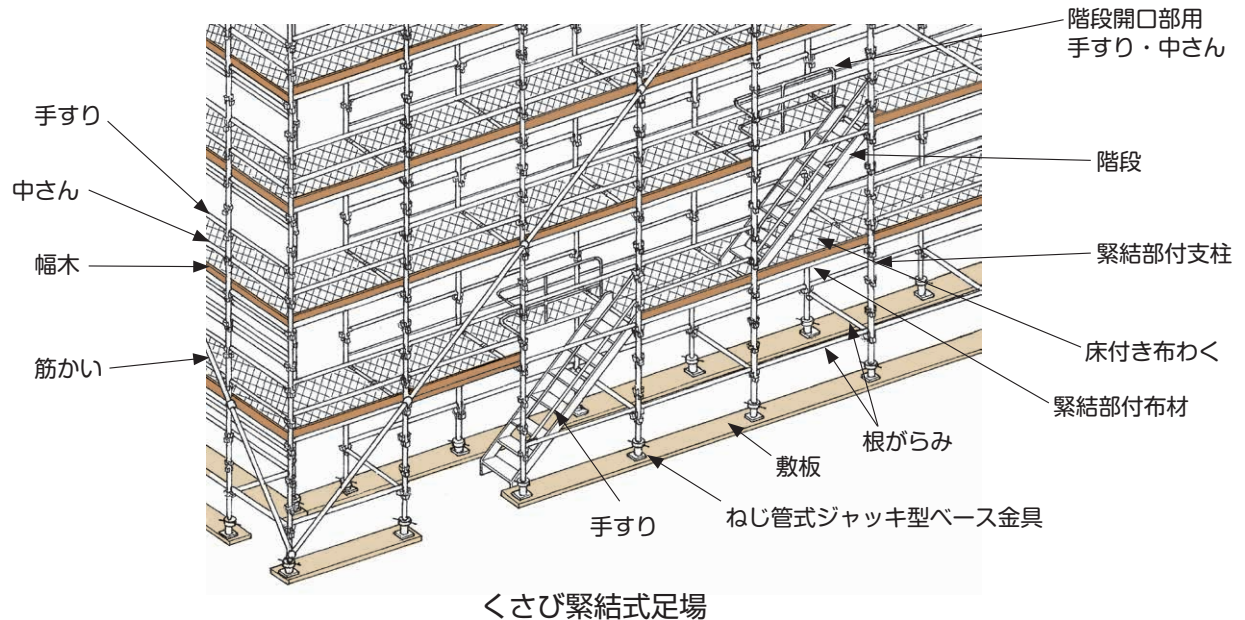
わく組足場は、建わく（門型の支柱部材）、床付き布わく（床材）交さ筋かい（建わくを連係するための斜材）を中心として組立てるものである。その他に、ジャッキ型ベース金具（足場下部に設置する支柱の高さ調整材）、下さん（足場側面に設置する墜落防止用部材）、メッシュシート（足場側面に設置する落下防止用部材）、壁つなぎ用金具（足場の転倒や変形防止のための足場固定用部材）等の部材により構成される。組立て、解体がしやすく、作業性と安全性に優れた足場である。



わく組足場

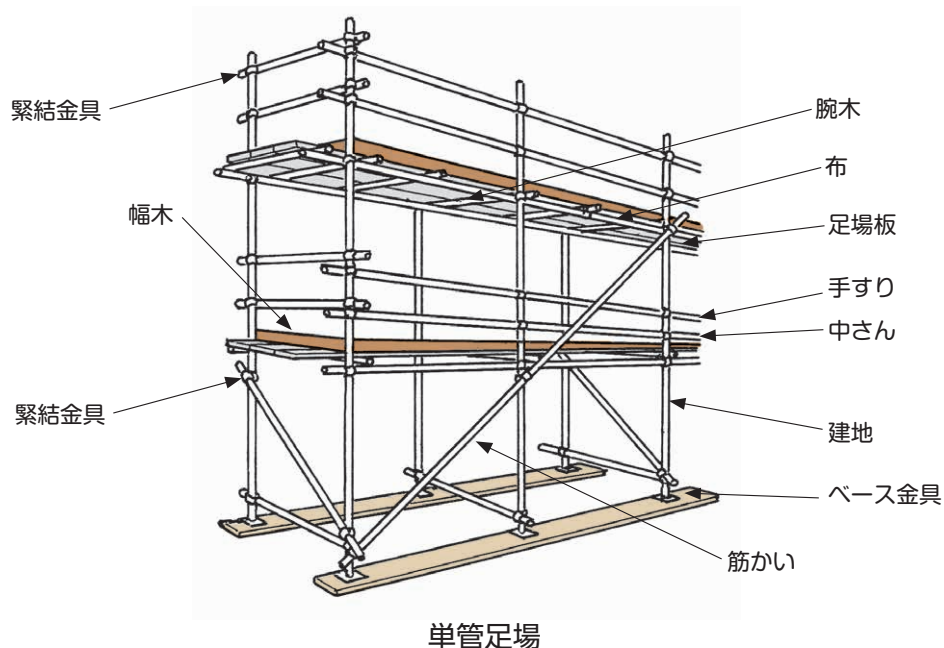
b) くさび緊結式足場

くさび緊結式足場は、緊結部付支柱のくさび緊結部に、緊結部付布材（水平材）等を、打ち込む等して組立てるものである。その他に、緊結部付床付き布わく（床材）、ねじ管式ジャッキベース金具等の部材により構成される。近年、使用件数が増えている足場である。



c) 単管足場

単管足場は、単管パイプを用いた建地（支柱部材）、布や腕木（建地と建地をつなぐための水平材）、筋かい（斜材）等を緊結金具（クランプ）により連結して組立てるものである。その他に、足場板（床材）、ベース金具（足場下部に設置する支持部材）、壁つなぎ等の部材により構成される。建地間隔などの自由度が高い足場である。

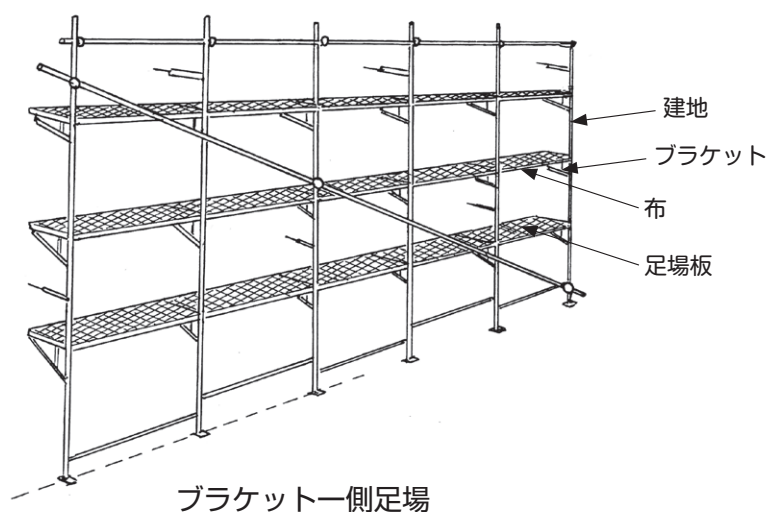


②一側足場

一側足場とは、主に一本の建地を軸にして、建物等の躯体外壁に対して、一側として設置するものである。本足場が組立てられない狭あいな場所等に設置される。ここでは、一側足場のうち、ブラケット一側足場と布板一側足場についてご紹介します。

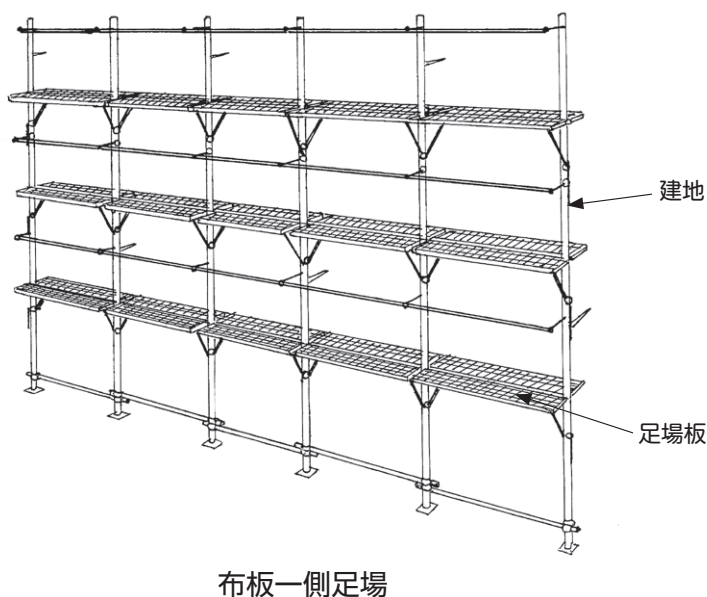
a) ブラケット一側足場

ブラケット一側足場は、単管パイプを用いた建地（支柱部材）や、布（水平材）と、ブラケット（持送りわく、）を組み合わせたものであり、ブラケットの上に、足場板（作業床）を設置して使用するものである。緊結部付支柱に緊結部付布材を打ち込んで組立てるくさび緊結式ブラケット一側足場もある。



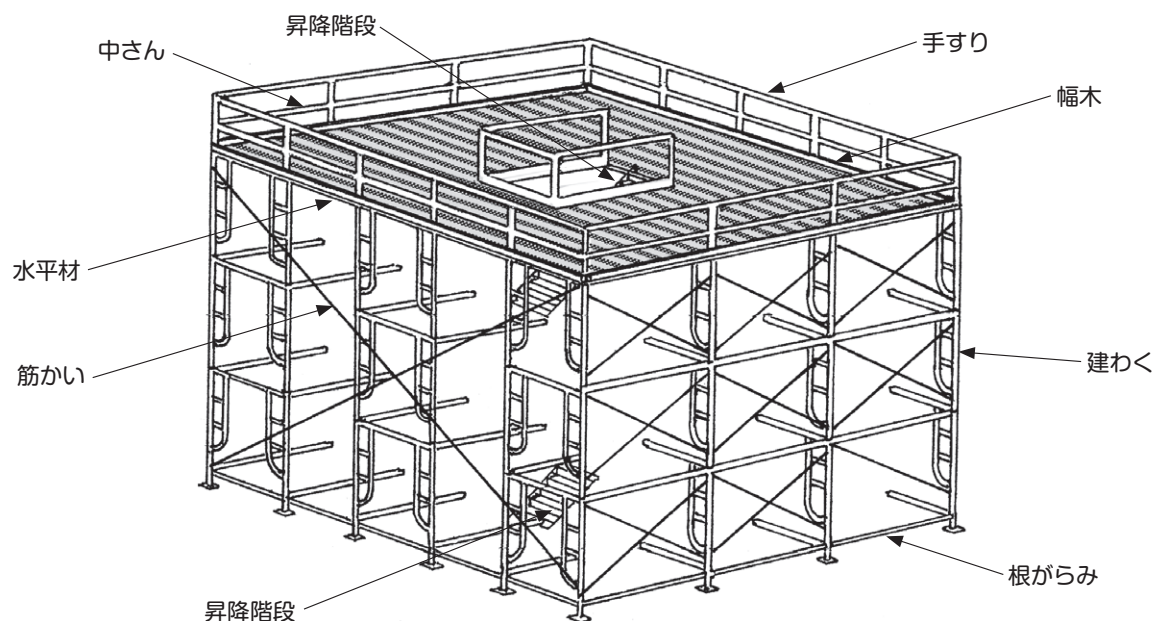
b) 布板一側足場

布板一側足場は、足場板（作業床）の芯の位置に建地（支柱部材）を設置するものである。



③棚足場

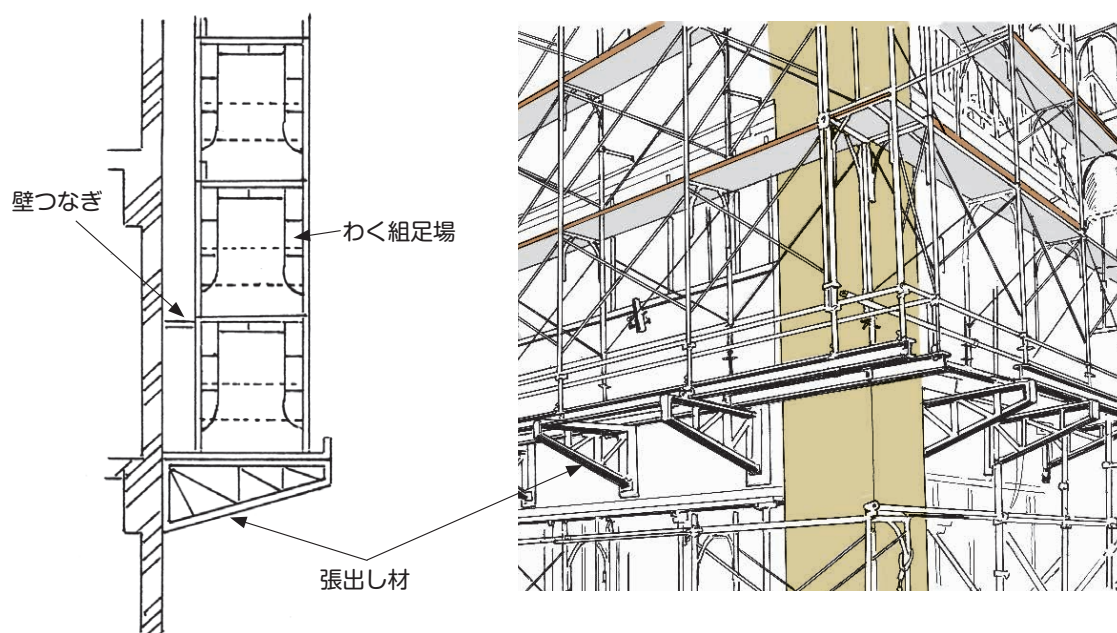
棚足場は、最上層を作用床としたもので、平面的に広がりのある足場である。建わく、単管パイプ、緊結部付支柱等の各種支柱部材で支持する足場で、倉庫や体育館等の階高が高く、天井面の広い場合等の工事に使用するものである。



棚足場（建わくを使用した例）

④張出し足場

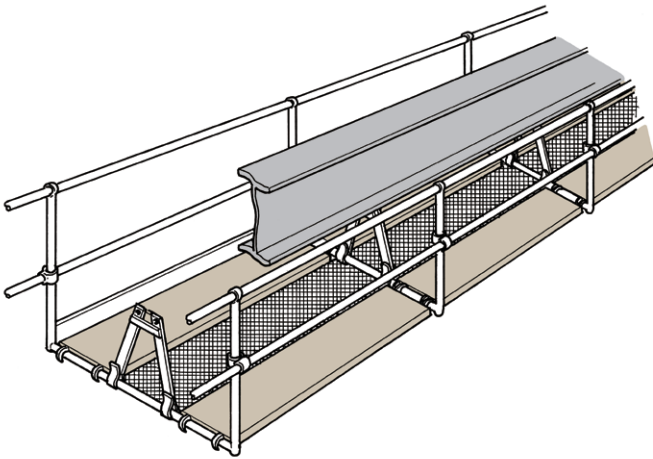
張出し足場は、現場の状況により、地面から足場が組立てられない場合等により、建物等の躯体に張出し材をアンカーボルト等により取り付け、その上に本足場等の足場を設置するものである。



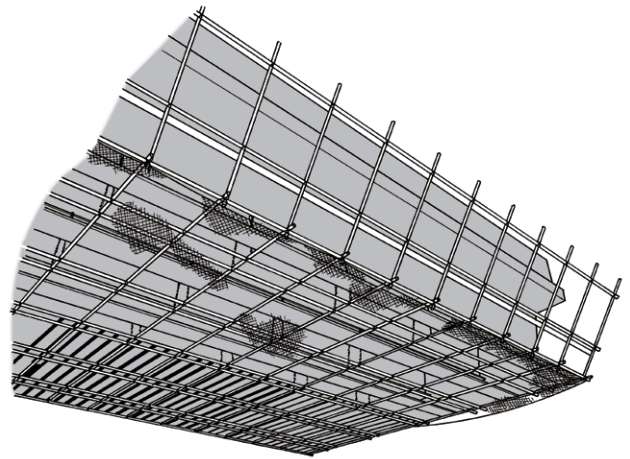
張出し足場

⑤つり足場

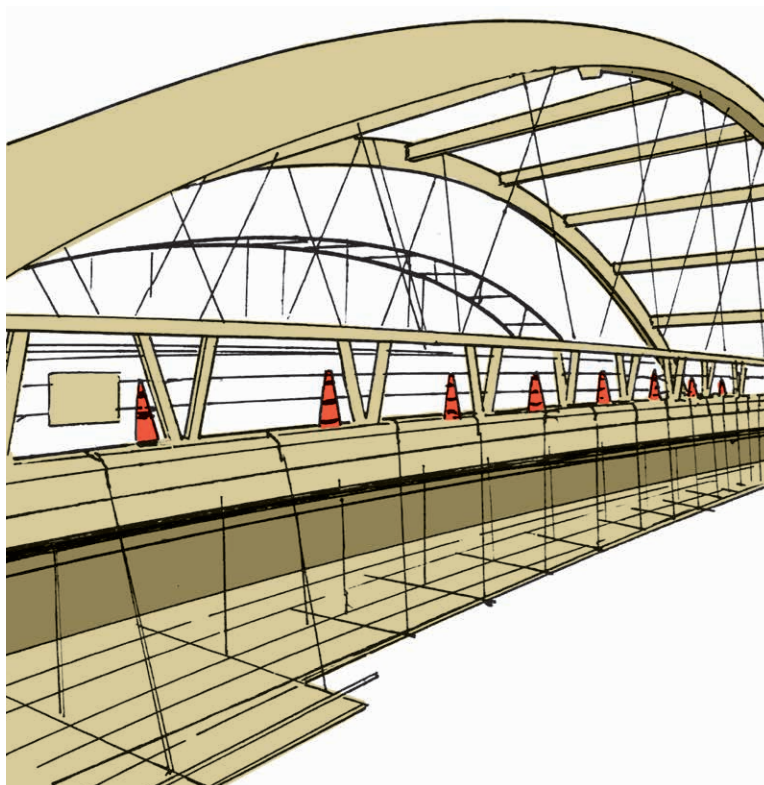
つり足場は、つり材により作業床を支持するものであり、橋梁工事などに使用されている。つりわく足場とつり棚足場があり、近年においては、システム式つり足場も開発され使用されている。



つりわく足場



つり棚足場

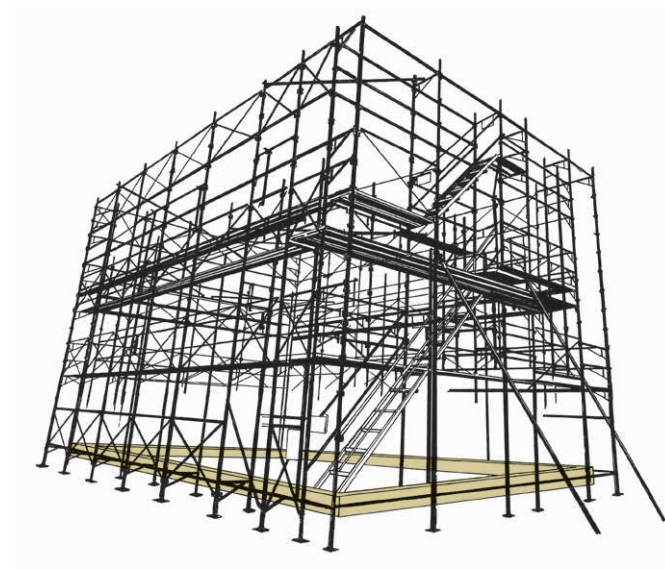


システム式つり足場

(2) 足場の工法

①足場先行工法

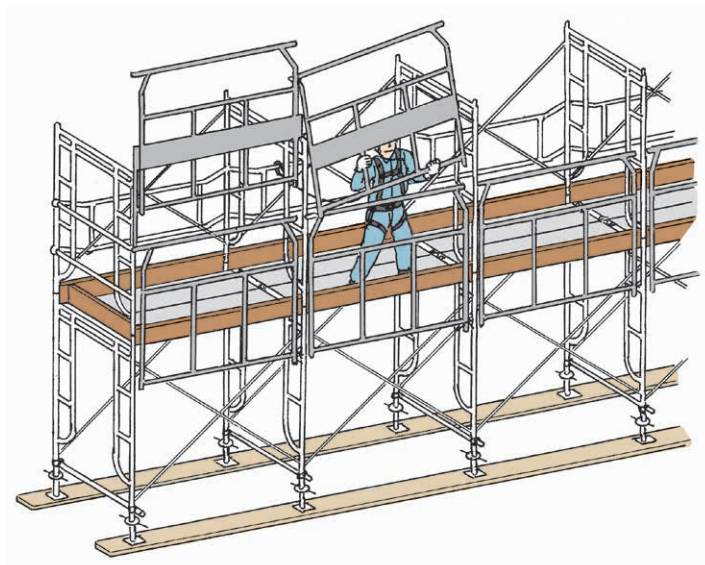
足場先行工法とは、住宅等の建設作業の前に、先行して足場を設置する工法である。常に足場が設置された状態で作業を行える工法であり、主に低層住宅工事に使用されている。



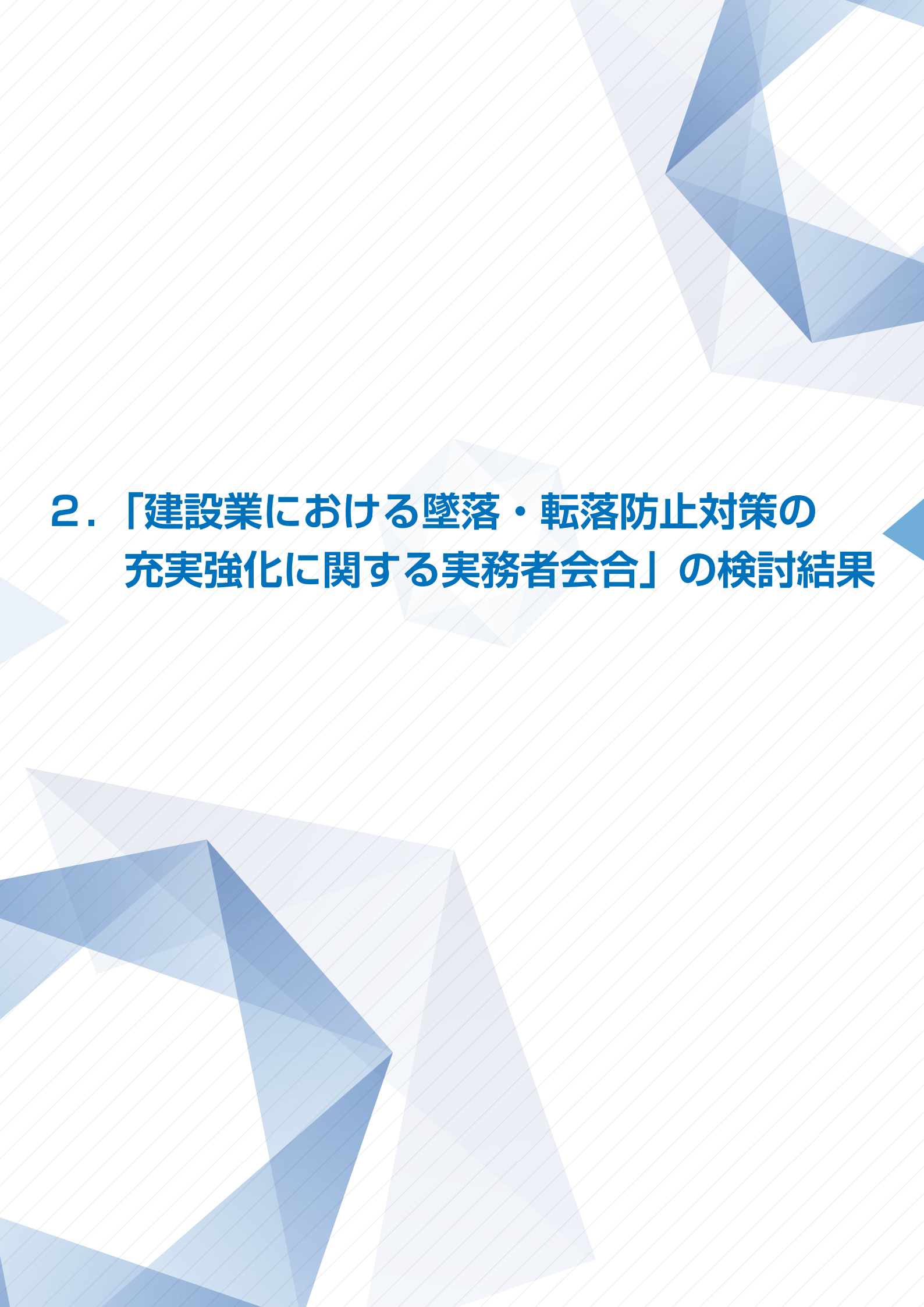
足場先行工法

②手すり先行工法

手すり先行工法とは、足場の組立て・解体を行う際に、常に手すりのある状態で作業ができる工法であり、墜落の危険が少ない工法である。足場を組立てる場合は、下層の作業床より上層の手すりを先行して取付けるものであり、足場を解体する場合は、最上層の作業床を取り外す際に、当該作業床の端の手すりを残置して、その後、下層から手すりを外すものである。



手すり先行工法



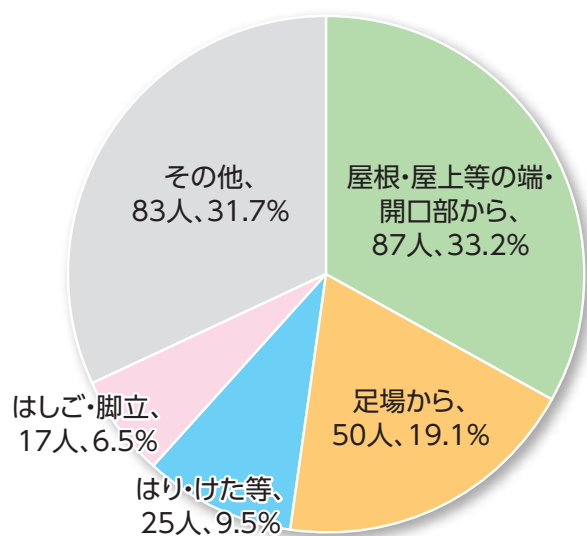
2. 「建設業における墜落・転落防止対策の 充実強化に関する実務者会合」の検討結果

(1) 建設業における墜落・転落による死亡災害の発生状況

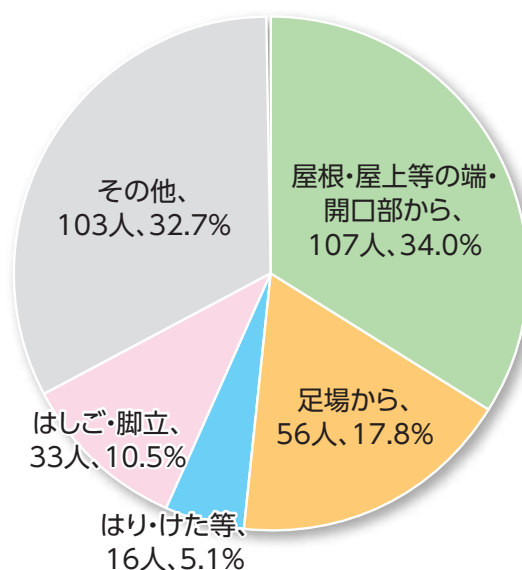
実務者会合において参考にされた墜落・転落による死亡災害の発生状況（墜落箇所別）を以下に示します。図には平成 27 年から平成 28 年の結果と、令和元年から令和 3 年の結果を示します。

以下の図より、最も災害発生件数が多かったのは「屋根・屋上等の端・開口部等から」であり、30%程度を占めています。次いで、「足場から」は 20%程度であり、「その他の箇所から」は 30%程度になっています。これらの割合は、平成 27 年から平成 28 年の結果と、令和元年から令和 3 年の結果のどちらの期間においても、ほぼ同じになっています。

一方で、「はり・けた等から」は、平成 27 年から平成 28 年では 9.5%でしたが、令和元年から令和 3 年では 5.1%になっており、減少していますが、「はしご・脚立から」は、平成 27 年から平成 28 年では 6.5%であったものが、令和元年から令和 3 年では 10.5%になっており、増加しています。



平成 27 年から平成 28 年



令和元年から令和 3 年

墜落・転落による死亡災害の発生状況（墜落箇所別）

(2) 建設業における墜落・転落による死亡災害の特徴と課題

実務者会合では、災害発生件数の多かった「屋根・屋上等の端・開口部から」と、「足場から」における災害について、特徴と課題を示しており、このうち「足場から」については、足場での通常作業中の災害と、足場の組立・解体中の災害について、特徴と課題を分けて示しています。これらの災害の特徴と課題を以下に示します。

①屋根・屋上等の端・開口部からの災害

- ・法令で規定された墜落防止措置が講じられていないなどの理由により、災害が発生していた。
- ・足場先行工法を採用していない工事や小規模な工事では、知識、技術不足、工費の問題などにより、親綱の設置や墜落制止用器具の使用などの墜落・転落防止措置が不十分なことがある。

②足場での通常作業中の墜落・転落による災害

- ・法令で規定されている足場の点検が行われておらず、手すりや中さんを設置しない状態や、取り外した状態で作業を行い、災害が発生している状況が見受けられた。
- ・一側足場における死亡災害の多くは、手すり、中さん等を設置していない足場で発生していた。
- ・一側足場にあっては、手すり等の設置が困難なこともあることから、法令上、手すり等の設置義務はない。

③足場の組立・解体中の墜落・転落による災害

- ・災害事例として、手すり等を設置していない状態で、固定されていない足場部材等とともに墜落や、墜落制止用器具のフックを親綱にかけていないために墜落した事例などがあった。
- ・足場の組立・解体時には作業の性質上、手すりの設置が困難な場合もある。

(3) 関係業界へのヒアリング結果

実務者会合において、屋根・屋上で作業を行う工事の業界団体等にヒアリング調査を実施したところ、次のようなご意見がありました。

- ・新築工事においては、概ね足場先行工法により屋根の端等からの墜落防止対策は講じられているが、短期間で行う小規模の改修工事等や、ゼネコン等が元請となっていないものでは対策が不十分なものが多いのではないかと。
- ・足場先行工法を採用しないような短期間の工事や小規模の工事でも、親綱の設置、墜落制止用器具の使用などの講ずべき対策はある。しかし、作業上支障が生じること、対策を実施するための知識、技術が不十分であること、経費・工費等の問題があること等により、それらの対策が実施されないことが多い。
- ・業界内での団体非加入者の対策が必要になっている。業界間での横の連携がない。
- ・事業者、発注者及び元請に対し、災害を防止することの重要性について改めて理解を促すことが重要ではないかと。

(4) 講ずべき対策

実務者会合において検討の結果、講ずべき対策として、以下の事項が示されました。

①屋根・屋上等の端・開口部等からの墜落・転落災害の防止対策

厚生労働省が公開している「～足場の設置が困難な屋根上作業～墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」について、以下の対策等を盛り込み、周知して、意識啓発を行う。

- ・ 屋根上における各作業で共通的な対策及び作業に応じた対策。
- ・ 最新の木造家屋建築工事の墜落・転落防止対策。
- ・ はしご・脚立等からの墜落防止対策、それに付随した内装工事等での墜落防止対策。
- ・ 2 m 未満の低所からの墜落防止対策。
- ・ フルハーネス型墜落制止用器具に関する法令改正の内容。
- ・ 充実した災害事例。

②足場の通常作業中の墜落・転落災害の防止対策

- ・ 足場の点検実施者が自覚と責任を持って点検を確実に実施すること。
- ・ 一側足場における使用範囲を明確にする。一側足場は住宅工事などの足場を設置する場所が狭あいな場所で引き続き活用するものであるが、本足場の設置に十分なスペースがある場合においては、本足場を用いることを原則とすること。

③足場の組立・解体中の墜落・転落災害の防止対策

- ・ 正しい作業手順での組立・解体を実施することが重要であり、作業手順の遵守の徹底を図るべき。
- ・ 足場からの墜落・転落災害の防止のために、手すり先行工法を採用することは有効であり、一層の活用が望まれる。

④足場の壁つなぎ間隔について

- ・ 壁つなぎ間隔について、くさび緊結式足場の場合は、単管足場の場合に準じて規定されているが、今後、より科学的なデータの収集を図り、データに基づいた対応を検討する必要がある。

(5) 将来の課題

その他、実務者会合では、将来の課題として、以下のように示されています。

- ・ 災害防止対策において、デジタル技術の活用について配慮していく必要がある。
- ・ 作業のマンネリ化、危険感受性の低下等に起因する認識不足、省略・不安全行動等が災害原因になっている場合が多い。安全教育や訓練を、さらに充実させる必要がある。

3. 労働安全衛生規則の改正

(1) 規則改正の主な内容

実務者会合の結果を踏まえて、足場からの墜落防止対策を強化するため、主に以下の事項について、労働安全衛生規則が改正され、令和5年10月1日から順次施行されました。

①一側足場の使用範囲の明確化

幅が1 m 以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する。

②足場の点検時の点検者の指名

事業者および発注者が足場の点検を行う際は、あらかじめ点検者を指名する。

③足場の組立等の後の点検者の氏名の記録と保存

足場の組立て、一部解体、または変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録保存する。

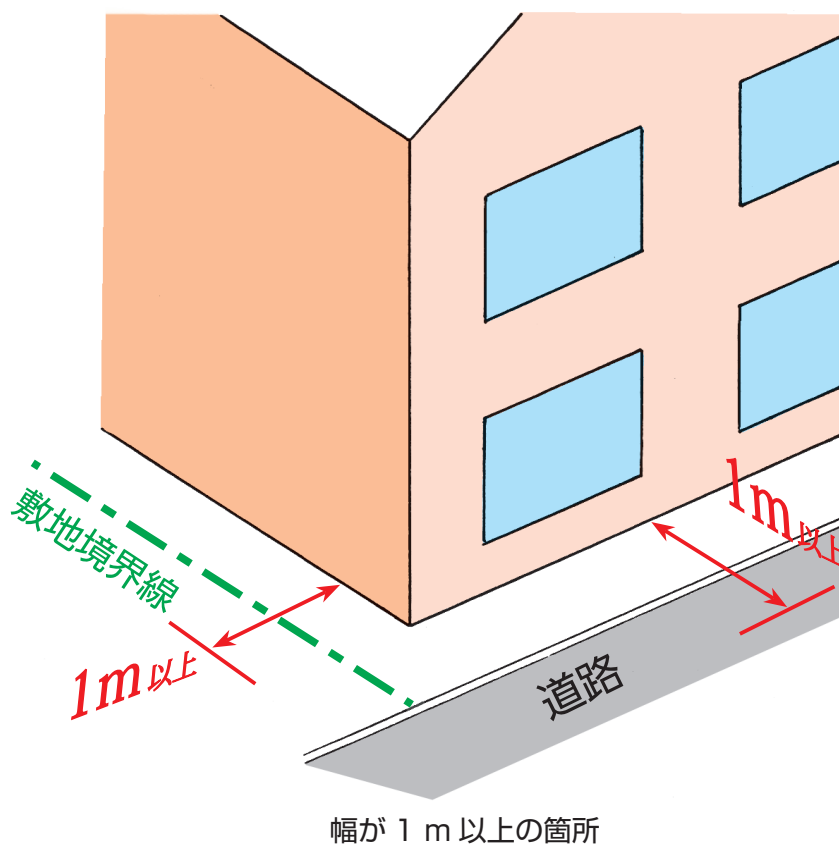
(2) 一側足場の使用範囲の明確化

労働安全衛生規則の第 561 条の 2（本足場の使用）の改正により、一側足場は狭い場所で引き続き活用するものであるが、幅が 1 m 以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場（二側足場）を使用することになりました。

①幅が 1 m 以上の箇所に関する留意点

以下の場合、幅が 1 m 以上の箇所に含まれない。

- ・ その一部が公道にかかる場合。
- ・ 使用許可が得られない場合。
- ・ 当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合。



その他の留意点

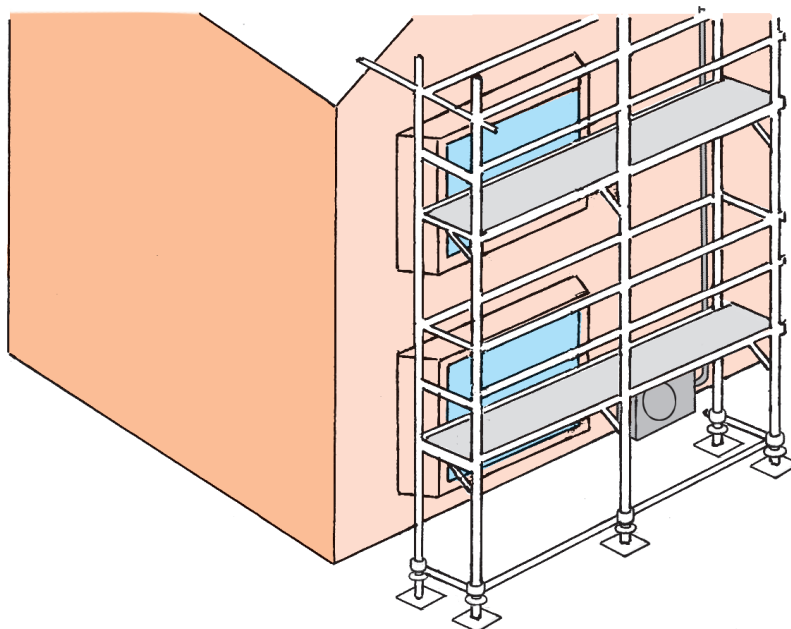
- ・ 足場の使用については、可能な限り、幅が 1 m 以上の箇所を確保するようにする。
- ・ 幅が 1 m 未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用するようにする。

②本足場を使用することが困難なときの留意点について

つり足場の場合や、障害物の存在、その他の足場を使用する場所の状況により、本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても差し支えない。

留意点

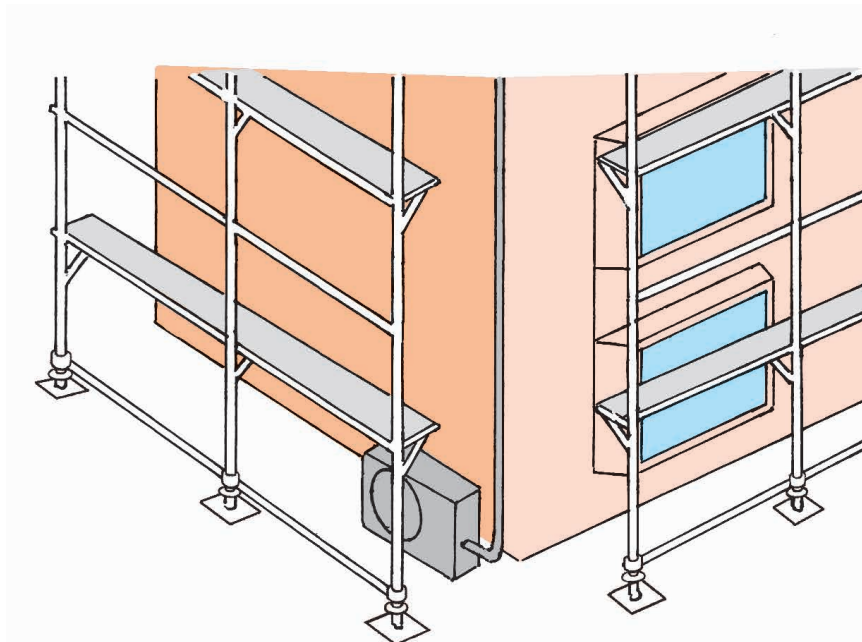
- ・足場の使用に当たっては、建築物等と足場の作業床との間隔が 30 cm 以内とすることが望ましい。
- ・足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造とした足場にしなければならない。



建地の一部を 1 本とする場合の足場

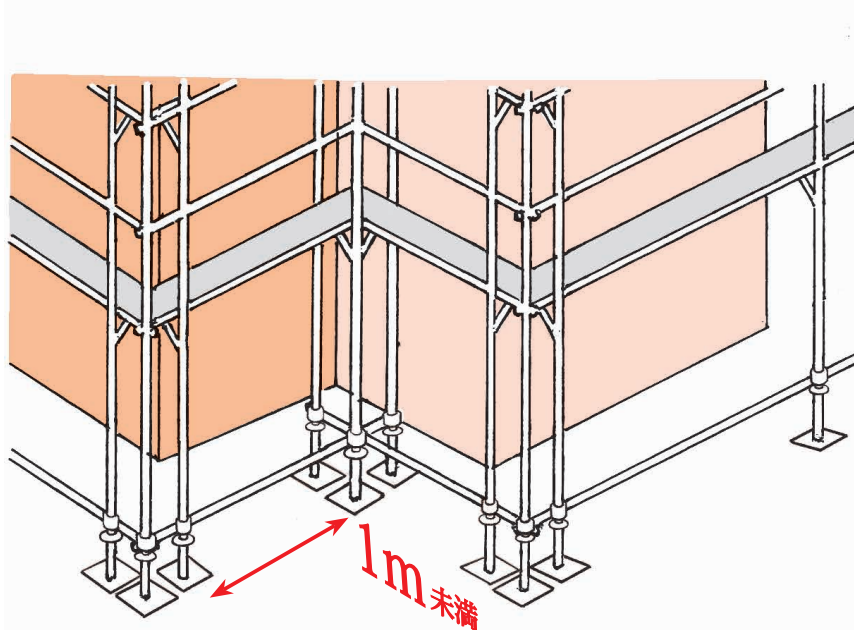
③本足場を使用することが困難なときについて

- ・ 足場を設ける箇所に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき。



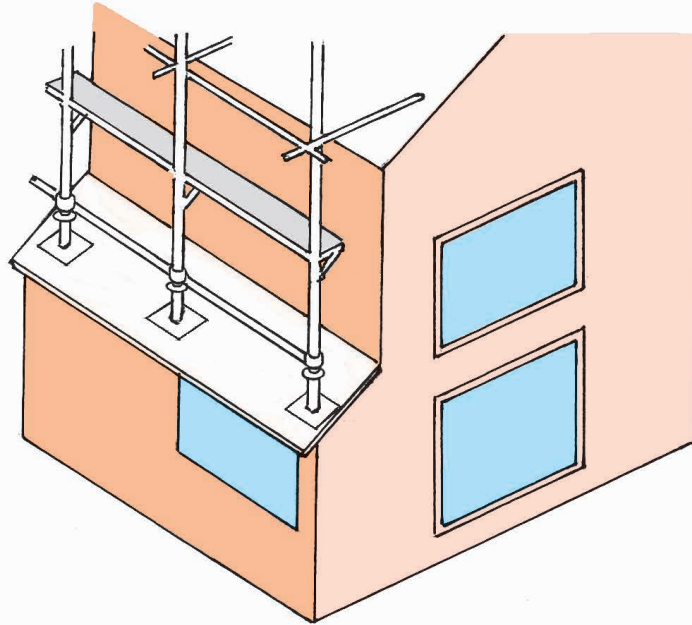
障害物があり建地を2本設置することが困難なときの足場

- ・ 建築物の外面の形状が複雑で、1 m 未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき。



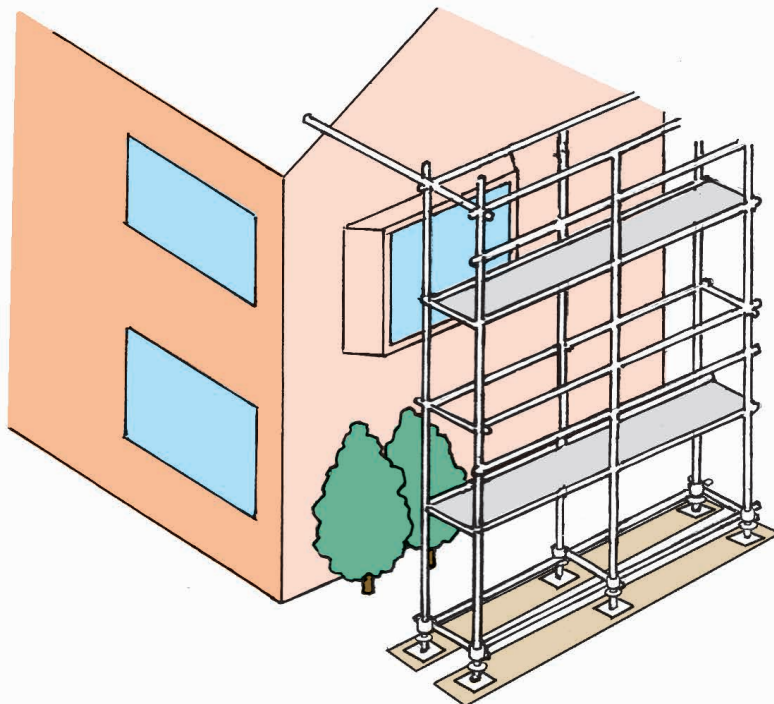
1 m 未満ごとに隅角部がある場合に足場を設置した例

- ・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき。



傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なときの足場

- ・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき。



建築物等と足場の作業床との間隔が広くなるときの足場

(3) 足場の点検時の点検者の指名

労働安全衛生規則の第 567 条（点検）、第 568 条（つり足場の点検）、第 655 条（足場についての措置）の改正により、事業者または注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名することになりました。

①指名の方法

点検者の指名については、以下などの方法により、あらかじめ点検者の優先順位を決めておき、柔軟に対応できるように配慮する。

- ・ 書面
- ・ 朝礼等で口頭
- ・ メール、電話

②点検者について

点検者にあっては、足場の組立て等作業主任者であって、以下の十分な知識・経験を有する者を指名する。

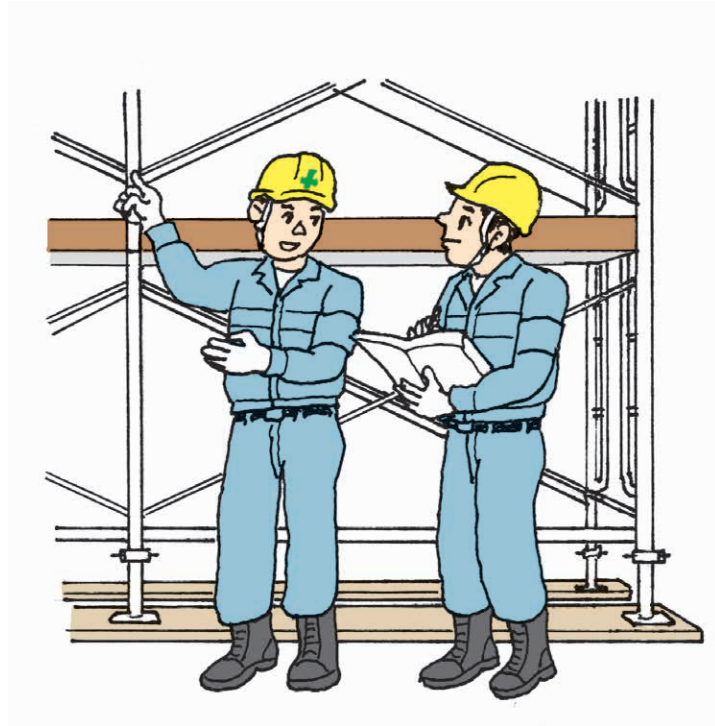
- ・ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者。
- ・ 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等、労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者。
- ・ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者。
- ・ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者。

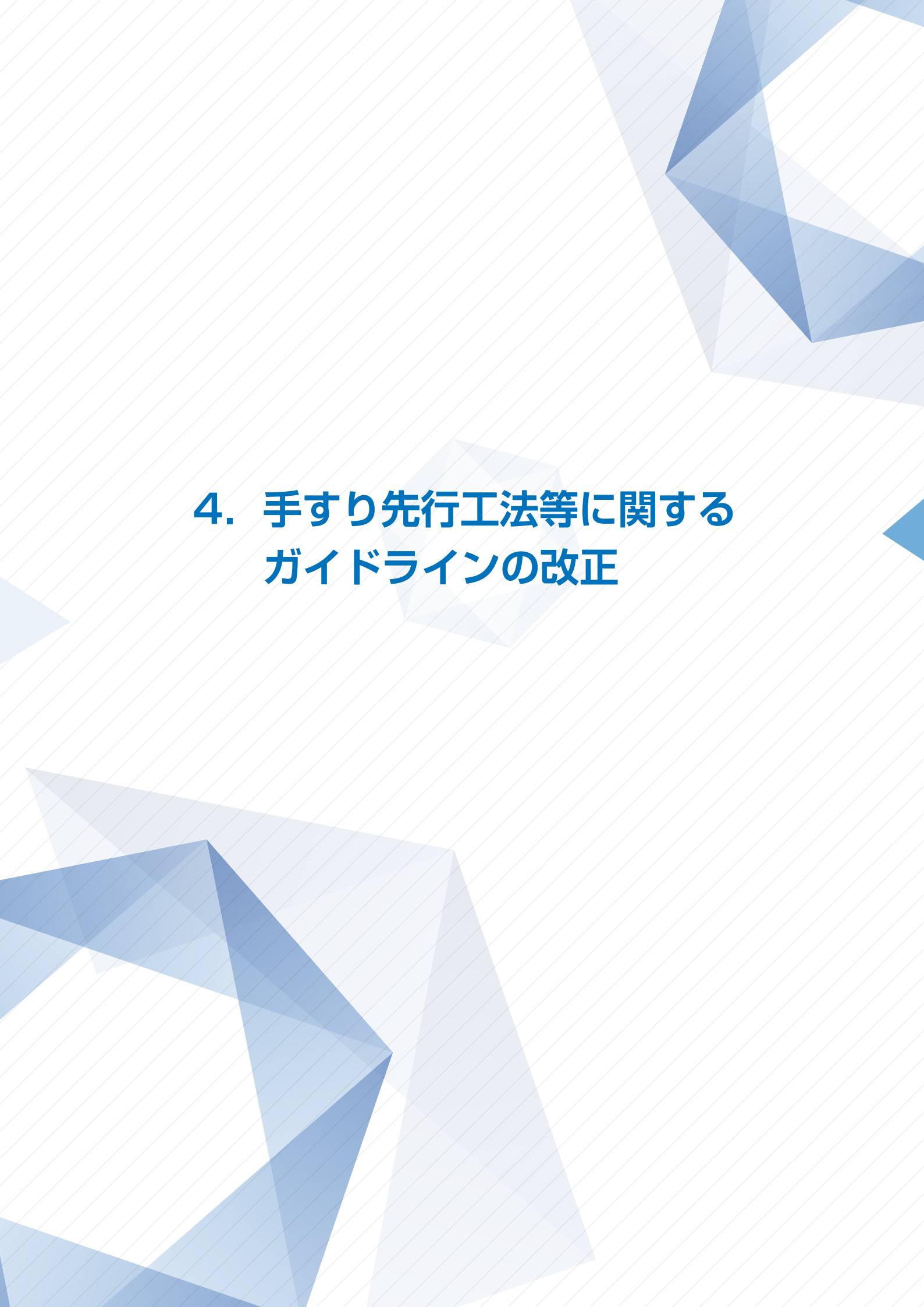
③指名の際の留意点

- ・ 足場の点検においては、抜けや漏れを防ぐために、点検者自らが点検者であるという認識と責任を持って、点検を実施することが重要になる。
- ・ 足場等の点検に当たっては、足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づいて実施することが望ましい。
- ・ 作業開始前の点検者については、職長等、足場を使用する責任者から指名すること。

(4) 足場の組立等の後の点検者の氏名の記録と保存

労働安全衛生規則の第 567 条(点検)、第 655 条(足場についての措置)の改正により、事業者または注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検後に、指名した点検者の氏名を記録および保存することになりました。





4. 手すり先行工法等に関する ガイドラインの改正

(1) ガイドライン改正の主な内容

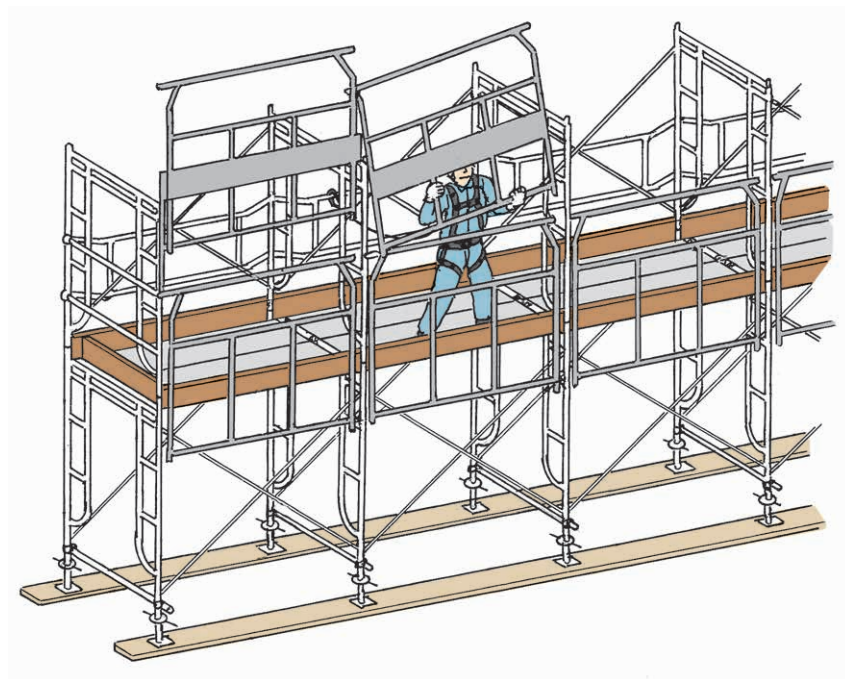
実務者会合等の結果を踏まえて、手すり先行工法等に関するガイドラインが令和5年12月に改正されました。この改正では、主に以下の事項が、追記、または反映されています。

- ・原則フルハーネス型制止用器具の使用についての追記。
- ・足場における点検者の氏名や、一側足場の使用範囲の明確化等の労働安全衛生規則の改正内容の反映。
- ・最新の足場部材の技術基準の反映。
- ・くさび緊結式足場についての足場の構造上の留意事項等の追記。

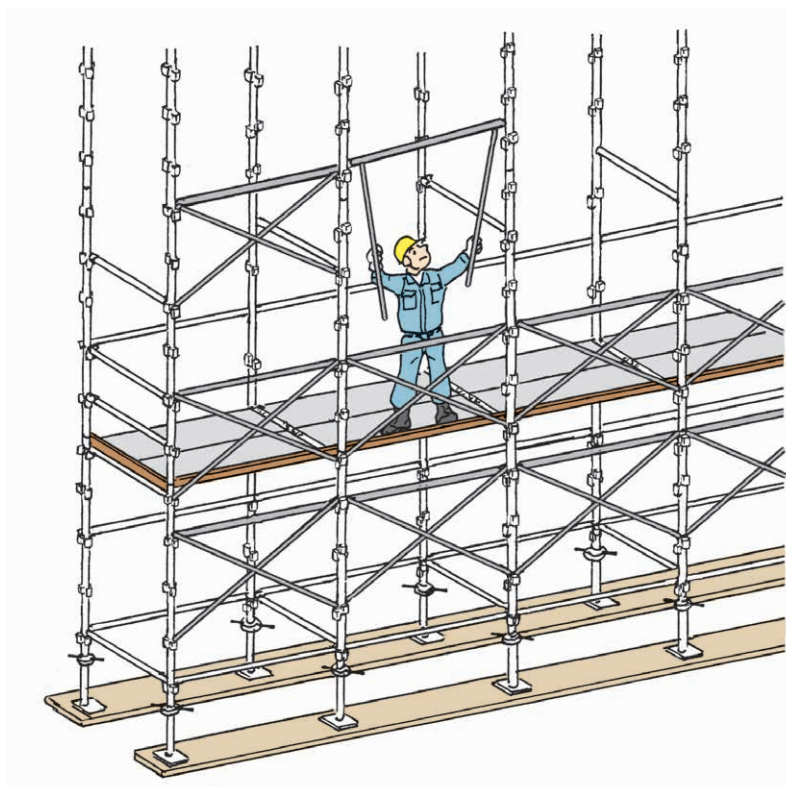
(2) 手すり先行工法の種類

①手すり据置き方式

足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、据え置き型の手すり、または手すりわく（据置手すり機材）を最上層に設置する方式である。



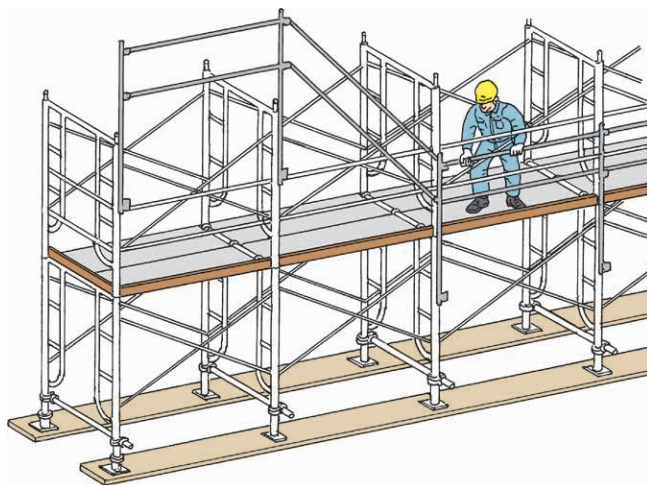
わく組足場（手すり据置き方式）



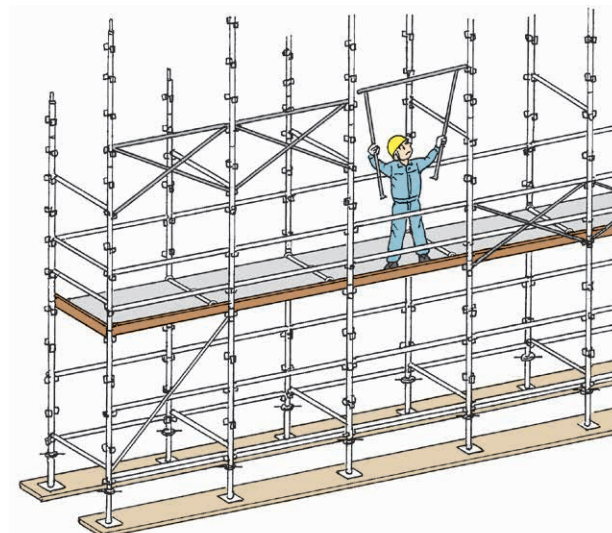
くさび緊結式足場（手すり据置き方式）

②手すり先送り方式

足場の組立て等の作業において、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から、建わくの脚柱等に沿って上下スライド等が可能な手すりまたは手すりわく（先送り手すり機材）を最上層に先行して設置する方式である。



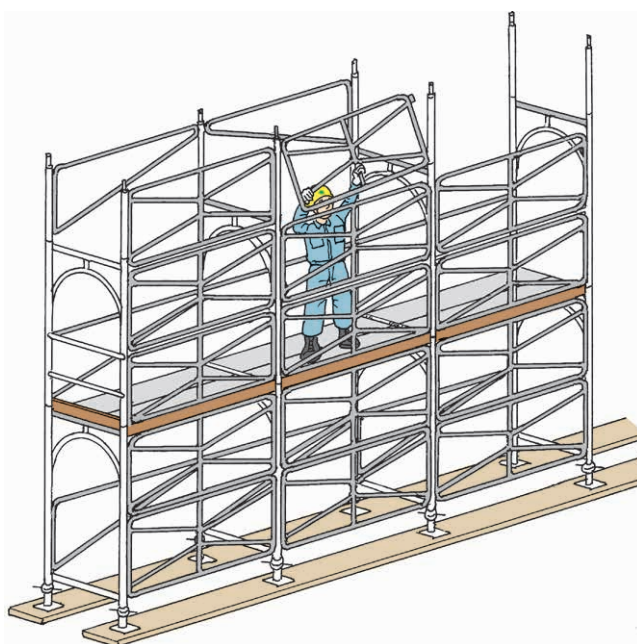
わく組足場（手すり先送り方式）



くさび緊結式足場（手すり先送り方式）

③手すり先行専用足場方式

手すり先行専用のシステム足場による方式であり、足場の最上層に作業床を取り付ける前に、最上層より一層下の作業床上から手すりの機能を有する部材を設置することができる方式である。

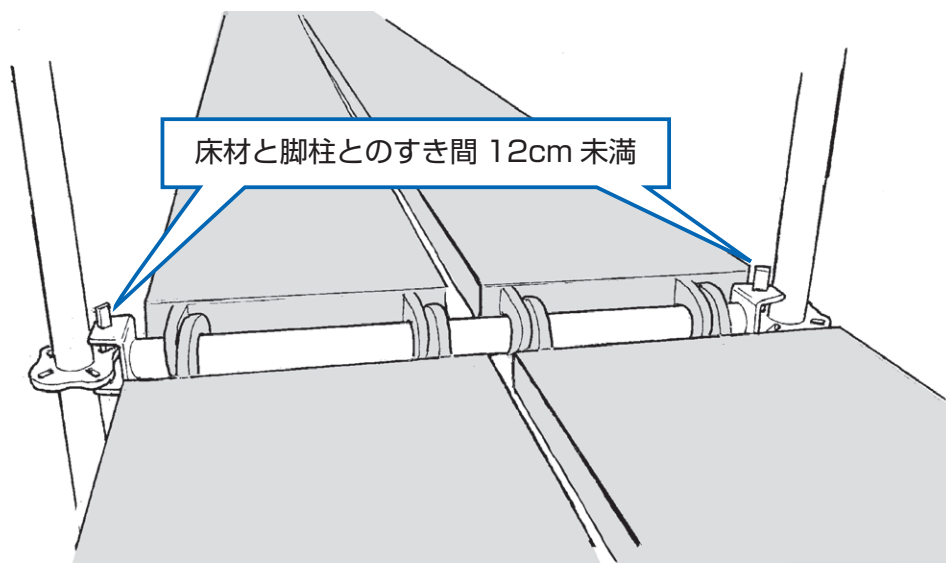


わく組足場（手すり先行専用足場方式）

(3) 手すり先行工法における足場の構造上の留意事項

①布

- ・足場のはり間方向の脚柱の間隔と床材の幅の寸法を原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材と脚柱とのすき間が、原則 12 cm 未満になるようにする。



床材の設置例

- ・床付き布わくのつかみ金具は、外れ止めを確実にロックする。

②壁つなぎ

- ・壁つなぎは、可能な限り壁面に直角に取り付ける。
- ・壁つなぎ用のアンカー（コンクリート等に埋め込む等して使用する部材）は、専用のものを用いる。
- ・後付けアンカー（コンクリートの硬化後、所定の位置に穴をあけるなどして固定させるアンカー）の場合は、必要な引抜強度を確保する。
- ・壁つなぎとして鋼管を H 形鋼等に鉄骨用緊結金具を用いて設置する場合は、鋼管 1 本につき H 形鋼等のフランジ部 2 箇所を取付ける。

③脚部

- ・足場の脚部の沈下を防止するため、地盤を十分につき固め、敷板などを敷き並べる。

わく組足場

- ・建わくの脚柱の下端にジャッキ型ベース金具を配置し、建わくの高さをそろえる。

くさび緊結式足場

- ・支柱の下端にねじ管式ジャッキベース型金具を配置し、支柱の高さをそろえる。

④筋かい

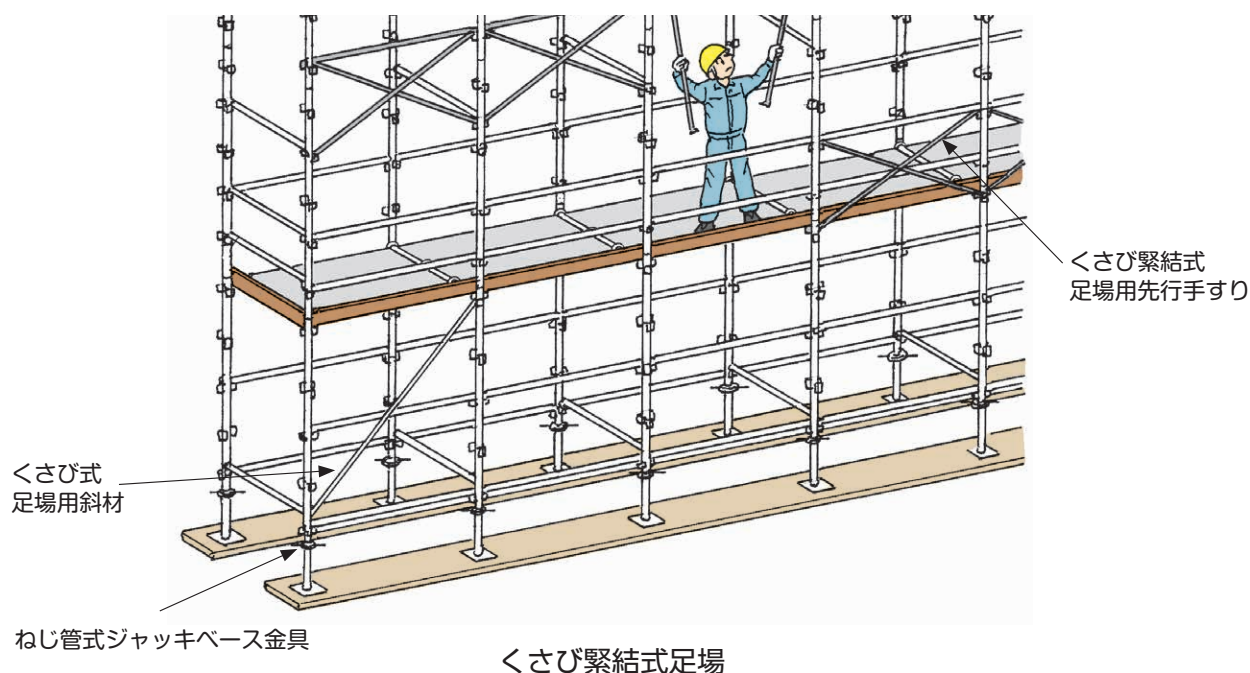
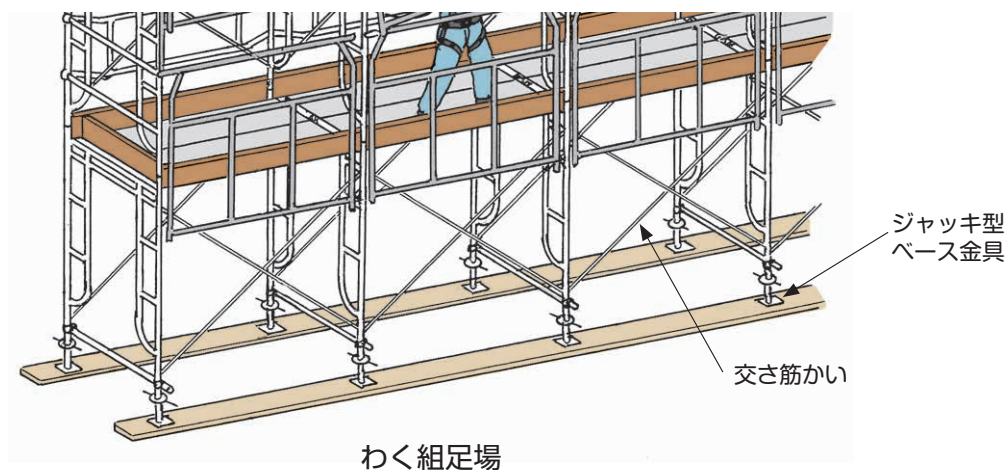
- ・建わくの交さ筋かいピンは、確実にロックする。

わく組足場

- ・交さ筋かいを原則として外側および躯体側の両構面に取り付ける。

くさび緊結式足場

- ・くさび緊結式足場用先行手すりまたは、くさび式足場用斜材を取り付ける。

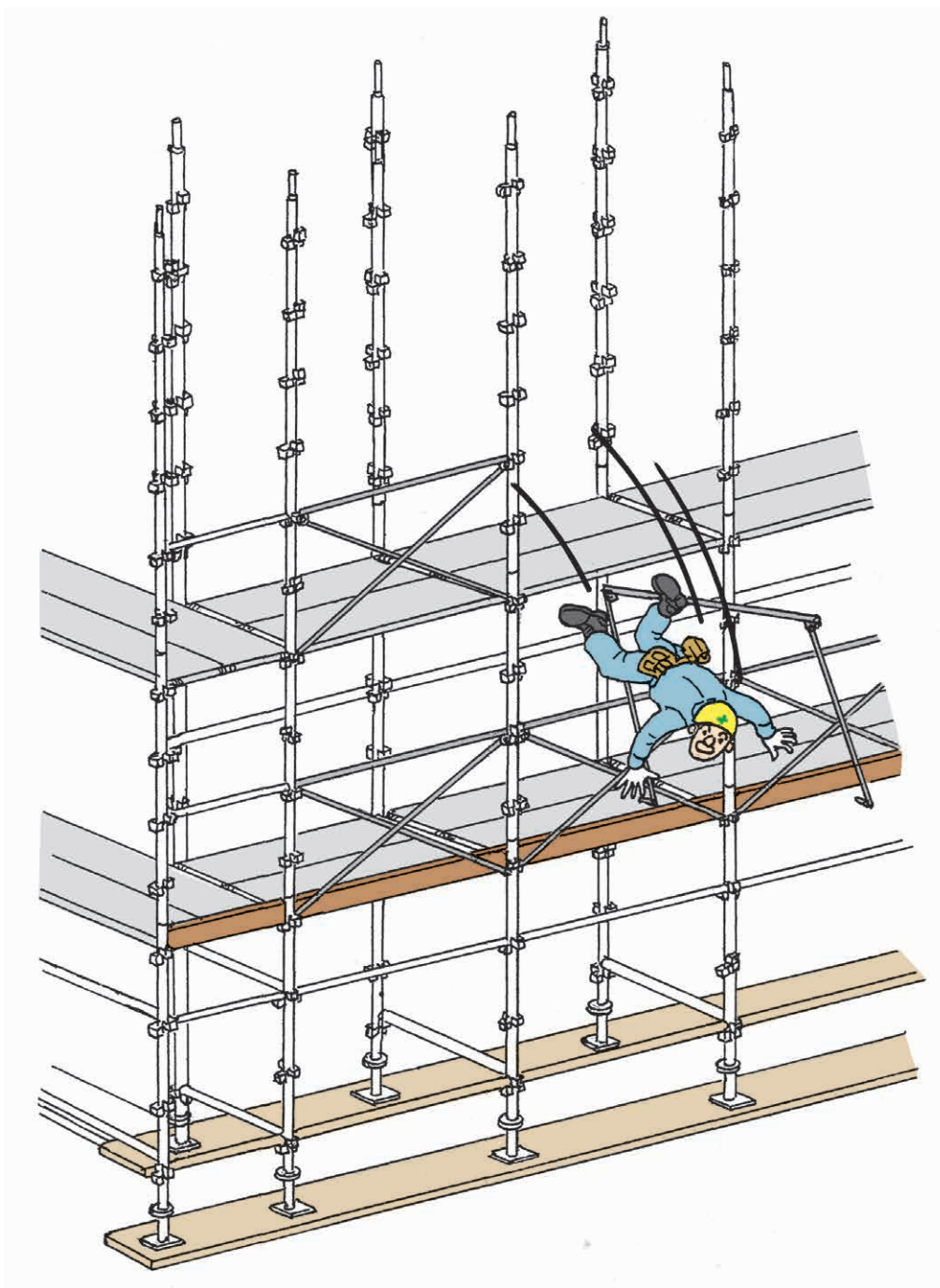




5. 災害事例とその対策

事例 1 ▶ 足場の組立てにおける事例

くさび緊結式足場の組立作業中に、手すりを設置していたところ、バランスを崩して墜落した。

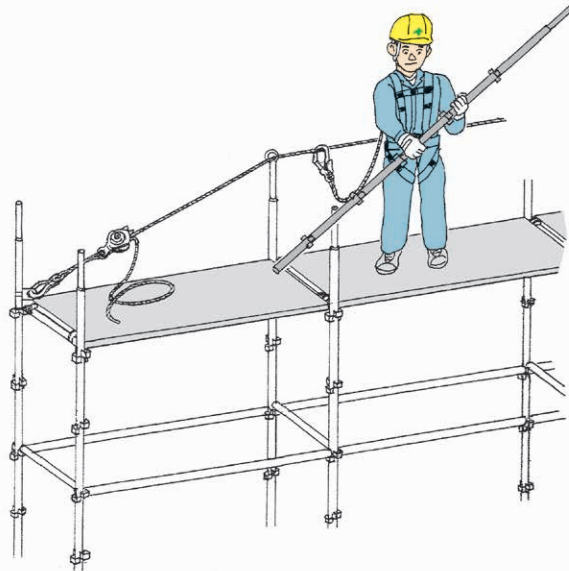


原因

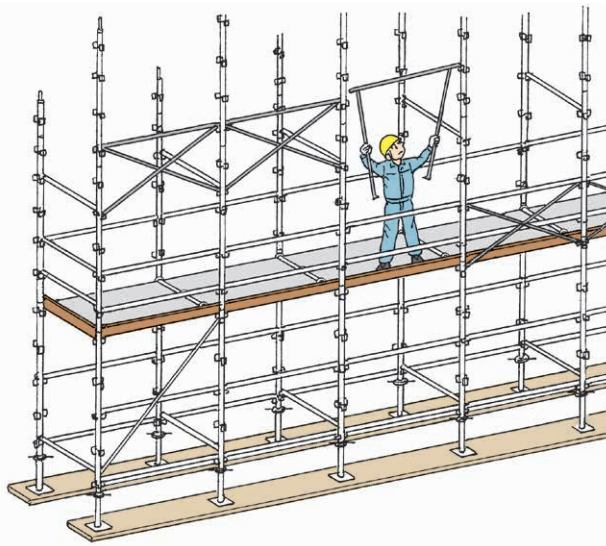
墜落制止用器具を着用していたが、ランヤードのフックを親綱に取り付けていなかった。

対策

- ①ランヤードのフックを親綱等に取り付けて作業を行う。
- ②手すり先行工法を用いる。



ランヤードのフックを親綱等に取り付けて作業を行う。



手すり先行工法を用いる。

あなたの考える安全対策はどのようなものでしょうか。
この事例から学んだことをまとめてみましょう。

事例 2 ▶ 足場の解体における事例

単管足場の解体作業において、作業床を固定していた番線を切断した後、その作業床に乗った際に、作業床が外れて墜落した。



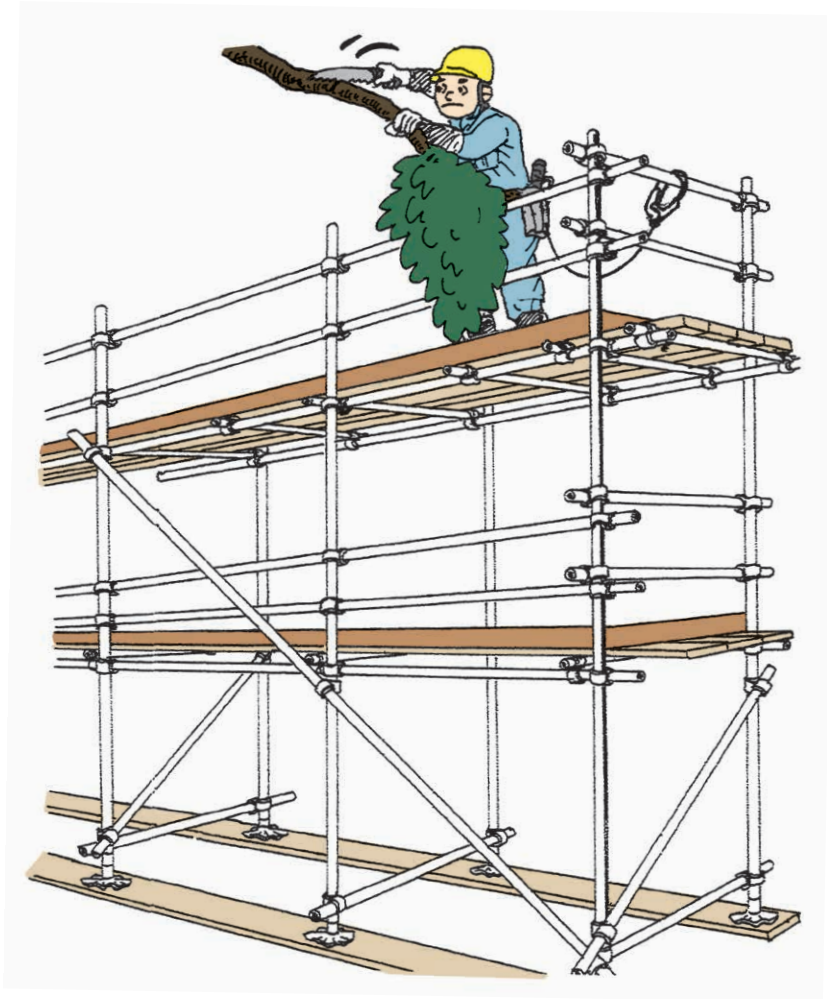
番線を切った作業床に乗って墜落した。

原因

作業手順が決められておらず、番線により固定されていない作業床に乗った。

対策

- ①固定されていない不安定な作業床には乗らない。
- ②作業状況等に応じた適切な墜落制止用器具を着用して使用する。
- ③作業手順を決め、決められた作業手順を守って作業を行う。

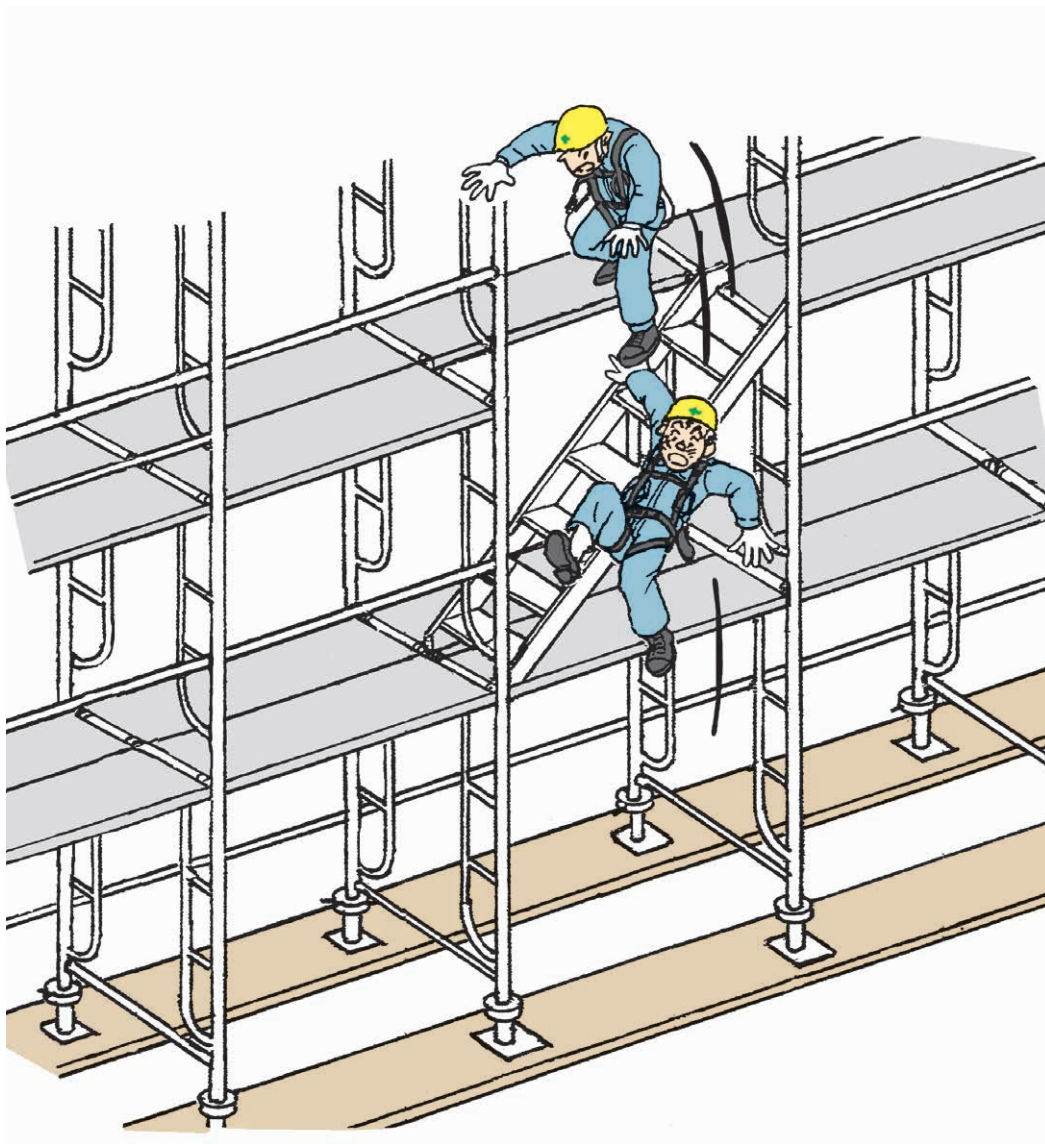


作業状況等に応じた適切な墜落制止用器具を着用して使用する。

あなたの考える安全対策はどのようなものでしょうか。
この事例から学んだことをまとめてみましょう。

事例 3 ▶ 本足場の使用中の事例

わく足場を移動中に、足場の階段開口部から墜落した。

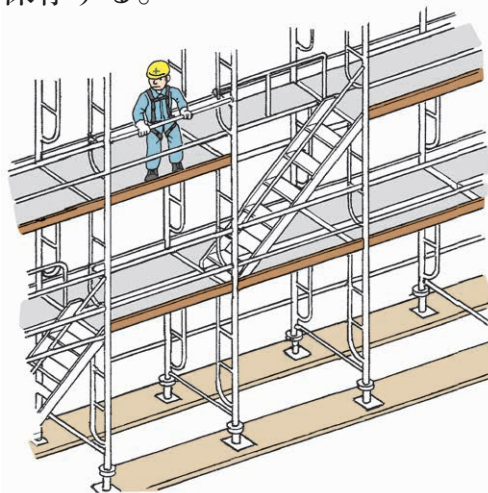


原因

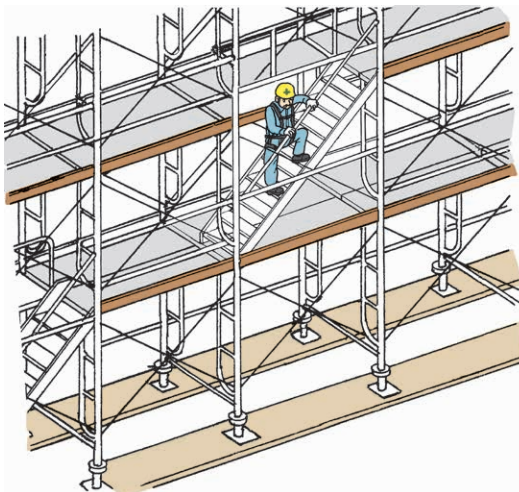
階段部分に手すり、中さんが設置されていなかった。

対策

- ①階段部分に手すり、中さん、幅木等を設置する等、法令に準じた墜落防止措置および落下防止措置を講じる。
- ②足場の使用前に点検者を指名し、記録保存して、点検を行う。異常があった場合は直ちに補修する。補修内容は記録し、当該足場作業が終了するまで保存する。



階段部分に手すり、中さん、幅木等を設置する。

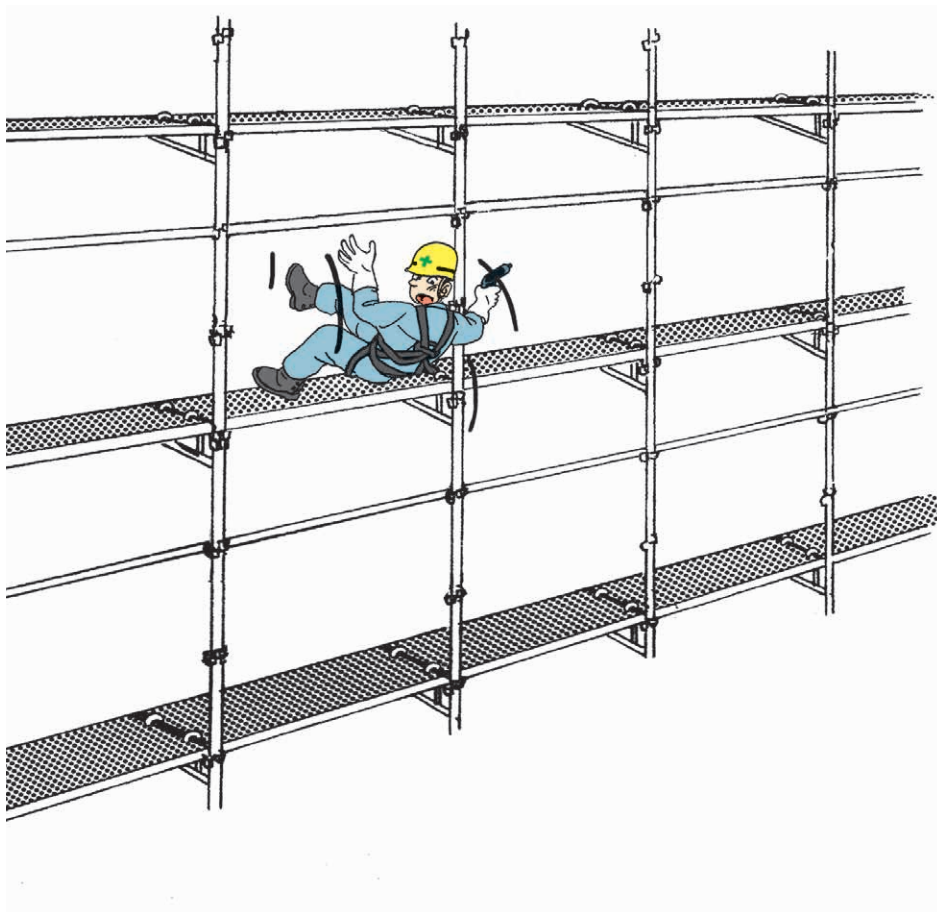


作業開始前に点検を行う。

あなたの考える安全対策はどのようなものでしょうか。
この事例から学んだことをまとめてみましょう。

事例 4 ▶ 一側足場の使用中の事例

ブラケット一側足場上で作業していたところ、足場の作業床と手すりの間から墜落した。

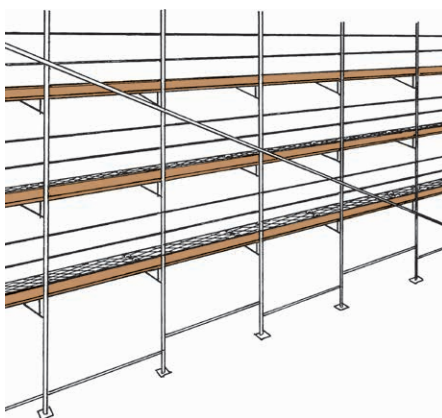


原因

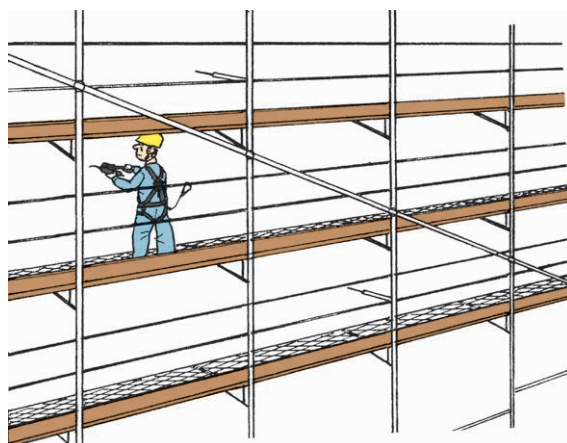
一側足場の側面において、手すりの下に、中さんが設置されていなかった。墜落制止用器具を使用していなかった。

対策

- ①一側足場に手すり、中さん、幅木等を設置する。
- ②一側足場において、中さん等の設置が困難な場合は、作業状況等に応じた適切な墜落制止用器具を着用して使用する。
- ③足場の使用前に点検者を指名し、記録保存して、点検を行う。異常があった場合は直ちに補修する。補修内容は記録し、当該足場作業が終了するまで保存する。
- ④幅が1 m以上の箇所がある場合は、本足場を使用する。



一側足場に手すり、中さん、幅木等を設置する。

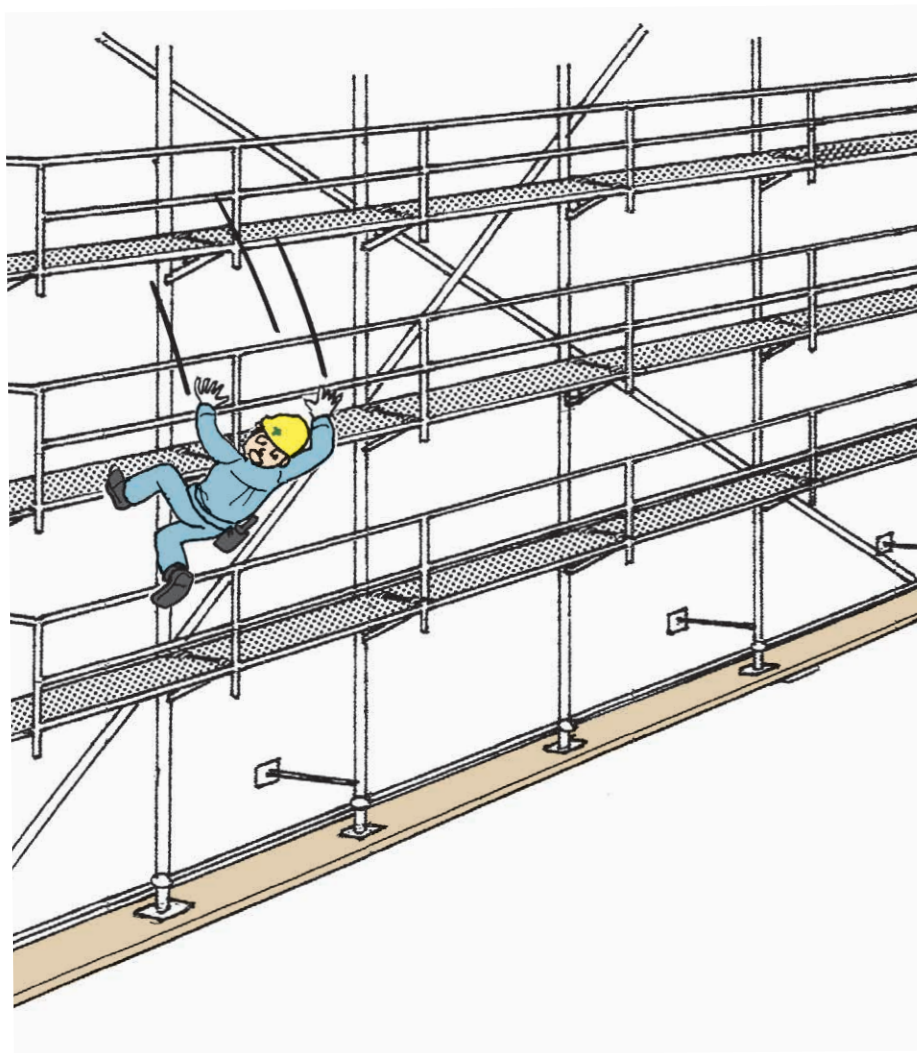


一側足場において、中さん等の設置が困難な場合は、墜落制止用器具を着用して使用する。

あなたの考える安全対策はどのようなものでしょうか。
この事例から学んだことをまとめてみましょう。

事例 5 ▶ 不安全行動による事例

くさび緊結式ブラケット一側足場の手すり等を使ってよじ登っていたところ、墜落した。



原因

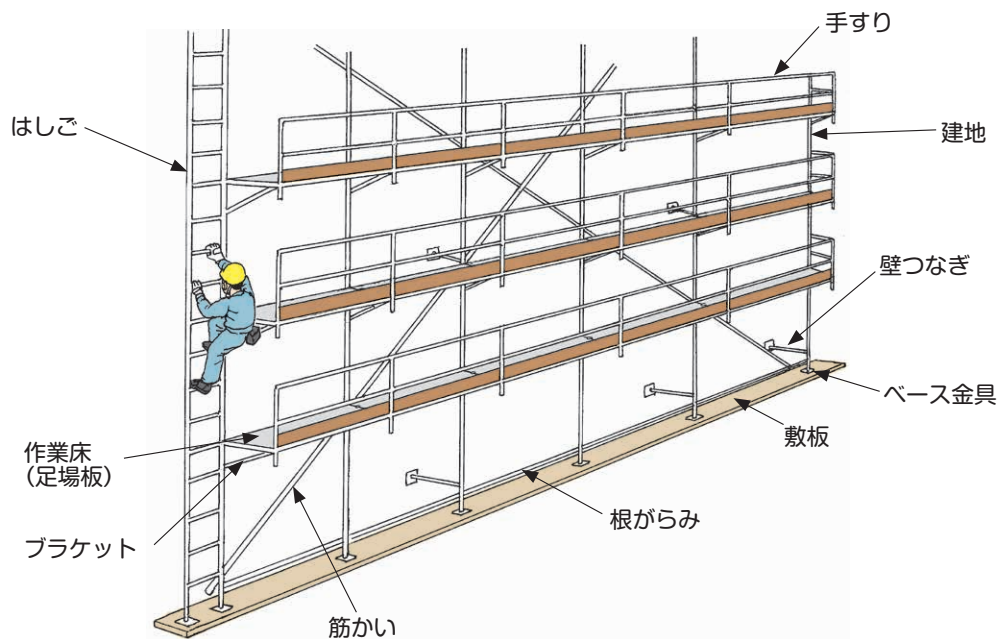
作業者の安全に対する意識が低く、階段を使わずに、足場の外側を上る不安全行動をしたこと。

対策

- ①手すり等を使ってよじ登るなどの不安全行動をしない。
- ②不安全行動を起こさないように、安全教育を実施する。
- ③階段やはしごなど、作業者が安全に昇降できる設備を設け、それらを使用する。



不安全行動を起こさないように、安全教育を実施する。



階段やはしごなど、作業者が安全に昇降できる設備を設け、それらを使用する。

あなたの考える安全対策はどのようなものでしょうか。
この事例から学んだことをまとめてみましょう。

令和8年7月

足場の墜落防止対策の充実強化

編集・発行 一般社団法人 全国建設業労災互助会

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

発行責任者 園田 宝（一般社団法人 全国建設業労災互助会）

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

労働安全衛生総合研究所は、旧労働省所管の国立の研究機関を前進とし、わが国で唯一の「産業安全及び労働衛生」分野における総合的研究機関として、「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するため、産業現場における危険・有害性に関する研究等を重点として事業を展開しています。